

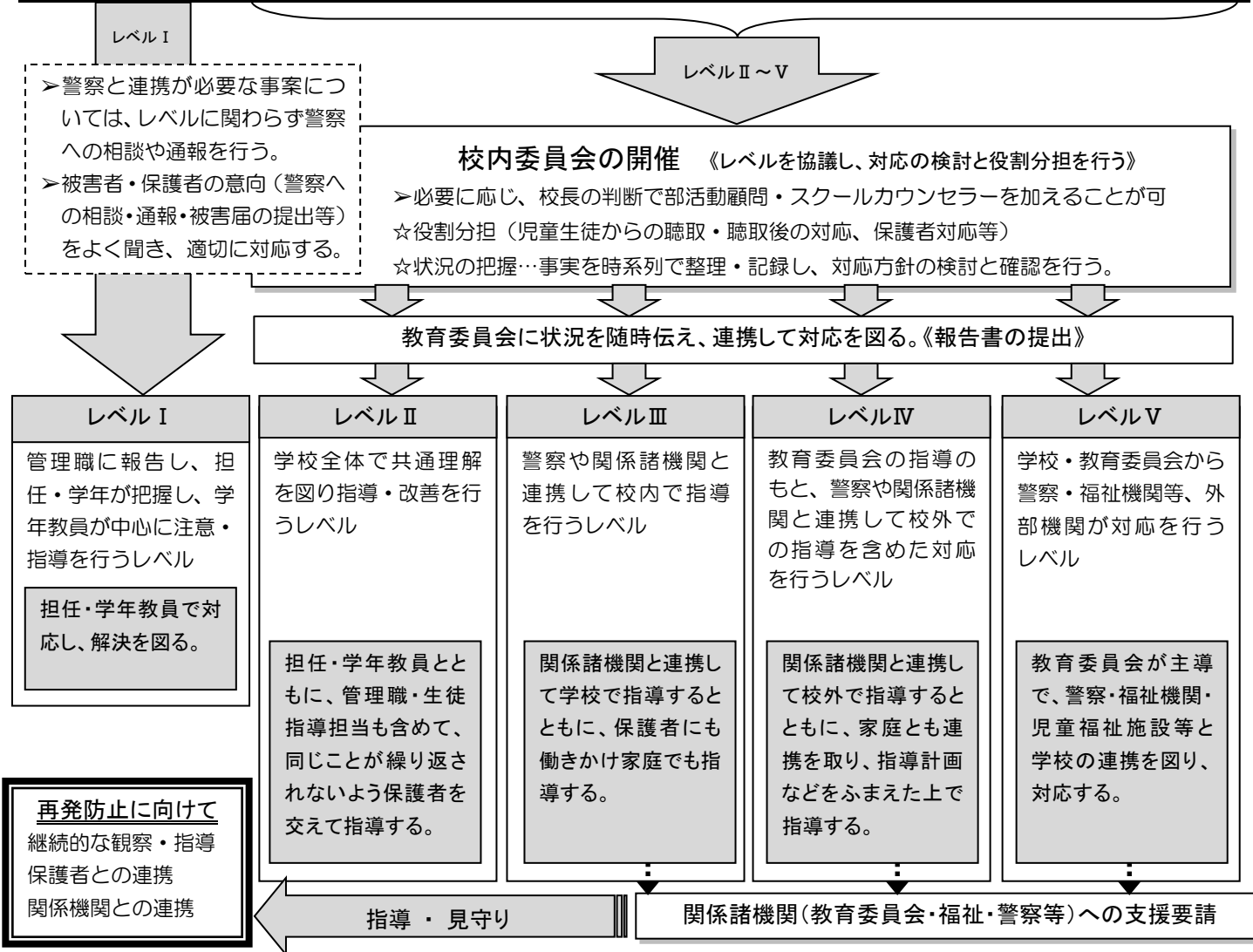


# 和泉市立信太中学校区 問題行動への対応チャート



大阪府教育委員会、大阪府教育庁資料に基づき作成

レベルⅠ	レベルⅡ	レベルⅢ	レベルⅣ	レベルⅤ
誹謗中傷行為【からかい・悪口・陰口・暴言 等】				あたるもの 違法行為に
暴力行為【ケンカ・器物破損 等】				
侵入行為【空き教室・敷地・不法侵入 等】				
授業に関するもの【エスケープ・妨害】	窃盗行為【物盗り・万引き・自転車盗】			
無断遅刻・欠席 頭髪・服装違反・校区外への外出 等 《軽微なもの・校則違反にあたるもの》	火に関するもの【ライター所持・火遊び・喫煙 等】			
		無免許運転【バイク・自動車 等】		
その他、教育的見地からそれらのレベルとして指導するのが適切と判断させる場合、それぞれのレベルに位置づけし対応する。				



## 留意事項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- 校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応かを協議する。
- 暴力行為等は、関係機関等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

問題行動のそれぞれの事案において、早期対応・解消に努める